

# 令和2年第11回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年11月25日(水) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 14名

1番 北濱 陽子	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	7番 石倉 稔	12番 安 津久人
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	(欠席)	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	15番 山崎 覺治

### (2) 欠席委員

9番 山本 秀夫

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島5番 中谷 知晴 輪島6番 東 一郎

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第38号 非農地証明願いについて

## 7 報告事項

(1) 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第21号 農地法制限除外の届出について

## 8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 9 : 5 0

事務局長	本日は1名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第11回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番 北浜 陽子 委員及び 議席番号2番 池端 共栄 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第36号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。  <b>【議案第36号、1番を議案書をもとに朗読】</b>

	<p>合計 2 筆 1,670 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1,670 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本件につきましては、譲受人は今回の農地取得により下限面積要件を充たすこととなり、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 15 番 山崎 覺 治 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山崎委員	<p>先日現地確認を行いました。現地で譲受人本人と話をしましたが、譲渡人の申出により借りて耕作していた農地を取得することになったそうです。周辺には影響はないと考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 36 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 36 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 37 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 4 ページをご覧ください。議案第 37 号の農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は使用貸借権設定・賃貸借権設定が 2 件、所有権移転が 2 件です。</p> <p>まず、使用貸借権・賃貸借権設定の 2 件につき説明します。</p> <p><b>【議案第 37 号、1 番・2 番を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>計 5 筆 1,662 m<sup>2</sup>、内訳は田が 1,374 m<sup>2</sup>、畑が 288 m<sup>2</sup>です。</p>

申請番号 1 番は、親が子所有の農地を使用貸借して農作業所兼農機具置場で建設するものです。住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり が 10ha 未満である第 2 種農地であります。

転用目的は農業用施設であるため、不許可の例外にあたり許可相当と考えます。

申請番号 2 番は、付近にある焼却施設建設現場での作業の便宜をはかるため、事務所及び休憩所、作業員用駐車場を目的として転用するものです。当該地番は農用地にあたりますが、転用期間は 2 年 3 ヶ月で 3 年未満の一時転用であり、また周辺に同程度の規模の第 2 種農地以下の農地や非農地などが無いことから、不許可の例外としようと考えます。

続いて、所有権移転の 2 件につき説明します。議案書 8 ページをご覧ください。

#### 【議案第 37 号、3 番・4 番を議案書をもとに朗読】

計 9 筆 2,107 m<sup>2</sup>、内訳は田が 2,107 m<sup>2</sup>です。

申請番号 3 番は、住宅販売会社が分譲住宅用地の取得を目的に転用するものです。申請地は用途地域、第 1 種住居地域内にある第 3 種農地であり、田の農地への影響がなければ原則許可となるものです。

申請番号 4 番は、自動車整備販売会社が、駐車場用地の拡大を目的として転用するものです。元々は農用地でしたが、同目的で除外申請を行い、10 月末で農用地区域からの除外がなされたものです。農地の区分としては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地となります。既存施設の拡張を目的として、既存施設面積の 1/2 以下の面積を転用するものであるため、許可相当と考えます。

議長                    それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 10 番 森谷 正美 委員よりご意見願います。

森谷委員              昨日、会長、農業委員、本人、事務局とともに確認をいたしました。申請地は市道の脇にあり、周囲には影響を及ぼす農地がありませんので、何ら問題は無いものと考えます。以上です。

議 長	<p>続きますして、申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 9 番 山本 秀夫 委員は現地確認時は立ち会っておられますが、本日はご欠席なので、いただいたご意見を事務局よりご報告します。</p>
事 務 局	<p>去る 12 月 23 日に、農業委員会会長、委員 2 名、申請者立会の下で現地確認を行い、その際に地区担当委員である山本委員にも立ち会って頂きました。申請地は農用地であります。山間に数筆のみ離れて位置する農地であり、また長らく耕作がされていないものです。事業者からは 3 年以内の転用終了後の農地への復元計画がきちんと提示されており、また転用によっても他の農用地への影響が無い位置関係にあることから、転用については問題ないとする、という意見を山本委員からいただいておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>続きますして、申請番号 3 番について地区担当推進委員 輪島 6 番 東一朗 委員よりご意見願います。</p>
東 委員	<p>先日現地確認をいたしました。申請地は第 3 種農地であり、周辺には影響を及ぼす農地はありませんが、今回申請する農地の中に、一筆だけ、およそ 100 ㎡ほどになりますが、交渉が調わず農地として残る土地があります。現地に申請者もおりましたので確認しましたが、耕作に影響が無いよう配慮することですので、原則通り許可相当として良いと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>続きますして、申請番号 4 番について地区担当推進委員 門前 3 番 澤田 茂 委員は現地確認時は立ち会っておられますが、本日はご欠席なので、いただいたご意見を事務局よりご報告します。</p>
事 務 局	<p>12 月 23 日に現地確認を行い、その際に澤田委員にもお立ち会いただきました。申請地は第 1 種農地ではありますが、周辺は工場の既存施設、道路、福祉施設の駐車場に囲まれております。隣接する田への影響は無いと考えられるので、転用については問題ないのではないかと、とのご意見をいただいておりますのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>

石谷委員	少し聞き漏らしたのですが、5 ページの申請番号 1 番は親子関係とのことだが、貸す方借りる方どちらが親でどちらが子だったのでしょうか。
事務局	土地が子所有で、借りてこれから作業施設を建築するのが親です。
議長	他にございませんか。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 37 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 37 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 38 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書 12 ページをご覧ください。議案第 38 号の非農地願承認についてです。今月は 3 件です。  <b>【議案第 38 号、1 番から 3 番を議案書をもとに説明】</b>  以上、4 筆 1,085 m <sup>2</sup> で内訳は田が 783 m <sup>2</sup> 、畑が 302 m <sup>2</sup> です。 申請番号 1 番については、時期は不明ですが、集落内市道を拡幅する工事を行った際に大部分が道路用地となり、一部が道路脇の法面として残されているものです。市道拡幅を目的に転用された農地であり、法面部分も急傾斜地であり農地性は無いものと考えられます。 申請番号 2 番については平成 3 年 2 月 27 日に住宅建設を目的に転用許可を受けております。また、申請番号 3 番も平成 2 年 9 月 3 日に、資材置場兼木材乾燥場を目的として 5 条転用許可を受けております。 いずれも転用許可を受けた後その目的に沿った工事・事業を行って相

	<p>当経過していることから、非農地証明の対象としようと考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 5 番 中谷 友晴 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
中谷委員	<p>昨日現地確認をしました。申請地の現状は大部分が道路として使用されつつ、3 坪ほどが法面状態で残っています。道路管理上草は刈っていますが、農地として利用できる状態では無く、非農地として差し支えないと考えます。</p>
議 長	<p>続きまして、申請番号 2 番について議席番号 1 2 番 安 津久人 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>昨日現地確認をしました。申請地はすでに数年以上前から住宅が建っております。登記の地目変更のため非農地証明が必要とのことで申請があったものですが、現状から非農地として差し支えないと考えます。</p>
議 長	<p>続きまして、申請番号 3 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>先日現地確認をいたしました。現場は国道沿いですすでに建物や駐車場が整備されて数十年経過しており、周辺も建物が建ち並んでおり、ほとんど農地はありません。非農地としても全く問題はないものと考えます。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 38 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 38 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 20 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 17 ページをお開きください。報告第 17 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 5 件です。</p> <p><b>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</b></p> <p>合計 50 筆 20,237.6 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 16,963.57 m<sup>2</sup>、畑が 3,774.03 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 20 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 21 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 20 ページをお開きください。報告第 21 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。</p> <p><b>【議案書にもとづいて、農地法施行規則該当転用届の内容を朗読】</b></p> <p>利用目的は携帯電話基地局です。</p> <p>合計 2.25 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 2.25 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>先日現場を確認してきました。携帯電話基地局のために草刈りなどきれいに管理するのであればかえって良い、と近所の方が話しており、周</p>



	辺への影響もないものと考えます。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第 21 号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第 11 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。